

2025 年 8 月 4 日

各 位

株式会社八十二銀行

「公益信託金子八郎奨学基金」2026 年度奨学生の募集について

八十二銀行（頭取 松下 正樹）は、2010 年 1 月に受託しました「公益信託金子八郎奨学基金」の 2026 年度の奨学金給付希望者を募集いたします。

以下に概要をお知らせいたします。

名 称	公益信託金子八郎奨学基金
設 立 目 的	長野県内外の大学等に進学し、卒業後は地域産業の更なる発展に寄与しうる有為の人材に育英奨学を行い、もって地域経済の発展に寄与することを目的としております
委 託 者	シナノケンシ株式会社 代表取締役会長 金子 元昭 氏
応 募 資 格	卒業後は長野県内の地域産業への就職を志望する下記 1～4 のいずれかに該当する学生で、かつ下記ア～エの全てに該当すると認められる者 1. 長野県内の高校を卒業し、全国の 4 年制大学に進学する 2026 年 4 月現在における 1 年次の学生 2. 長野県外の高校卒業者または私費外国人留学生で、長野県内の 4 年制大学に進学する者のうち 2026 年 4 月現在における 1 年次の学生 3. 長野県内の 4 年制大学を卒業し、全国の大学院修士課程に進学する者のうち 2026 年 4 月現在における 1 年次の学生 4. 長野県内の大学院修士課程に進学する日本人学生または、私費外国人留学生のうち 2026 年 4 月現在における 1 年次の学生 ※ 長野県内の大学院に進学する私費外国人留学生については、前年度下半期からの新入学生も対象とする ア. 就学上奨学金の援助を必要とする者（家族の生計を支える者の前年度年収または本年度見込額が原則 1,000 万円以下） イ. 他の奨学金を受給していない者 ウ. 品行方正、健康で学業成績が優秀な者 エ. 技術開発（商品企画、ソフトウエア開発、デザイン等）に携わる仕事の志望者
採 用 人 数	合計 5 名程度（大学進学者、大学院修士課程進学者）
奨 学 金 額	原則 1 人 年間 80 万円とし、毎年 6 月と 12 月に 40 万円を給付します （卒業後、返還の必要はありません）
給 付 期 間	正規の最短修学期間 大 学 4 年以内 修士課程 2 年以内
提 出 書 類	所定の「奨学金給付申請書」他、選考に必要な書類
申 請 受 付 期 間	2026 年 3 月 2 日（月）～2026 年 5 月 15 日（金）
審 査	公益信託金子八郎奨学基金運営委員会の審査により、給付の可否を決定
給 付 予 定	2026 年 6 月以降

報 告 書 提 出	毎学年終了後速やかに「学業成績証明書」「在学証明書」等を、また卒業時には指定の作文等を提出していただきます
募 集 窓 口	〒380-8682 長野市岡田 178-8 八十二銀行営業渉外部（信託グループ）

以 上

2026年度 公益信託金子八郎奨学基金募集要項

1. 委託者（シナノケンシ株式会社 代表取締役会長 金子 元昭 氏）の
公益信託設定趣旨（抜粋）

この公益信託は、故金子八郎の遺族代表である金子元昭が委託者となり設定するものです。現シナノケンシ株式会社に入社して以来、61年に亘り経営に携わってきた故人は、一貫して「故郷への貢献」、「人材育成」および「グローバル化」を経営理念に据え、高度な技術を開発できる人材育成の重要性を説いてきました。

ここに故人の遺志を具現化させるため、将来、技術開発に携わる人材への育英奨学を通じ、更なる地域産業の発展に寄与すべく、地域社会への感謝の意を表して設定するものです。

2. 応募できる者

長野県内の高校を卒業し、全国の4年制大学に進学する学生で、卒業後は長野県内の地域産業への就職を希望し、且つ下記（1）から（4）に該当すると認められる者。

- （1）就学上奨学金の援助を必要とする者
（家族の生計を支える者の前年度（総収入）年収又は本年度の見込が原則として1,000万円以下）
- （2）他の奨学金を受給していない者
- （3）品行方正、健康で学業成績が優秀な者
- （4）技術開発（商品企画、ソフトウェア開発、デザイン等）に携わる仕事の志望者

3. 奨学金等

- （1）奨学金の額は、年額 800,000円とする。
- （2）奨学金の給付期間は、2026年4月から学部を卒業する最短期間（4ヵ年以内）とする。（年度毎に継続の審査を行う）
- （3）奨学金は、原則6月及び12月の一定日に各6ヵ月分を給付する。
- （4）奨学金の給付方法は、予め奨学生が当基金に届け出た銀行口座に振り込む。

4. 奨学金に対する義務

この奨学金は返還の必要はない。ただし、虚偽の申請等重大なる不正行為があったときは、奨学金の一部又は全額の返還を求めることがある。

5. 応募の手続き

奨学生に応募する者は、次の（１）に掲げる申請書類一式を、在学した高校の担当部署を経由して受託者宛提出する（直送による応募は原則受付けない）。

（１）申請書類

ア．奨学生申請書（所定の様式による）

イ．奨学生推薦調書（同上）

ウ．高校時の「学業成績証明書」及び大学の「在学証明書」

エ．作文テーマ「**大学での学習（研究）目的と長野県内企業への貢献**」

金子八郎奨学基金は長野県内の産業、県内企業の発展に貢献するため、技術開発に携わることのできる人材を育成することを目的としています。技術開発は製品開発（ソフトウェア、製品企画、開発設計なども含む）や生産技術開発のほか基礎研究などを指しますが、奨学金受給者には世界に通用する力量を身につけていただくことを期待しています。

次の点も踏まえ、あなたが今後どのように学習し、どのようなことに取り組むか、「あなた自身の考え」を論述してください。

- ・将来どのような産業分野、あるいはどのような技術が重要となると考えますか。
- ・あなたはどのような技術を学びたいですか、またはどのようなスキルや技能を身につけていきたいですか。
- ・将来、あなたが県内の企業に貢献できると思うことは何ですか。

（パソコンによるA4サイズ横書き、2,500～3,000字程度）

オ．家族の生計を支える者の源泉徴収票(写)又は所得証明書

カ．その他受託者が必要と認め提出を求めた書類

6. 申請受付期間

2026年3月2日（月）～2026年5月15日（金）

7. 選考及び決定

- （１）当基金は、上記5により申請のあった者につき、当基金に設けた運営委員会で選考する。
- （２）奨学生を2026年6月末日までに決定し、書面により本人および出身高校に通知する。

8. 学業成績の報告

- （１）奨学生は、以下の書類を所定の時期に受託者宛提出しなければならない。

➤ 毎学年終了時：【1年間の就学に関する報告】

「学業成績証明書」「在学証明書」及び「1年間の就学に関する作文」

➤ 卒業時：【卒業時の報告】

「学業成績証明書」「卒業証明書（写）」「卒業後の抱負を述べた作文」「卒業後の進路」

- （２）その他受託者が報告を求めたときには、速やかにこれに応じなければならない。

9. 異動届出

奨学生は以下の事項に該当する場合は、直ちに受託者に届けなければならない。

- (1) 疾病その他の事故又は個人的事情により1ヶ月以上欠席するとき
- (2) 休学、復学、転学又は退学しようとするとき
- (3) 本人の住所又は奨学金振込銀行等その他重要な事項に変更があったとき
- (4) その他受託者が届出を求めたとき

10. 奨学金の打ち切り

奨学生のうち、つぎの各号の一に該当する事項が生じたときは、奨学金の給付を打ち切ることがある。

- (1) 傷害、疾病などのため就学の見込みがなくなったとき
- (2) 停学、退学等の処分を受けたとき
- (3) 学業成績又は素行が不良となったとき
- (4) 奨学金を必要としない事由が生じたとき
(他の奨学金を受給することとなったとき及び就職したとき等)
- (5) 自主退学したとき
- (6) 事業対象外の学部へ転学したとき
- (7) 虚偽の申請をしたとき
- (8) 毎学年終了時に求める「一年間の就学に関する報告」が運営委員会で審査され、本信託目的を担保するに至らないと判断されたとき
- (9) その他奨学生として適当でない事由が生じたとき

11. 関係書類の提出先及び照会先

＜事務局＞ 〒380-8682 長野市岡田178-8
八十二銀行 営業渉外部 信託グループ
TEL 026-224-6113 担当：横山、宮脇

【大学学部1年生・大学院修士課程1年生（日本人学生）用】

2026年度 公益信託金子八郎奨学基金募集要項**1. 委託者（シナノケンシ株式会社 代表取締役会長 金子 元昭 氏）の
公益信託設定趣旨（抜粋）**

この公益信託は、故金子八郎の遺族代表である金子元昭が委託者となり設定するものです。現シナノケンシ株式会社に入社して以来、61年に亘り経営に携わってきた故人は、一貫して「故郷への貢献」、「人材育成」および「グローバル化」を経営理念に据え、高度な技術を開発できる人材育成の重要性を説いてきました。

ここに故人の遺志を具現化させるため、将来、技術開発に携わる人材への育英奨学を通じ、更なる地域産業の発展に寄与すべく、地域社会への感謝の意を表して設定するものです。

2. 応募できる者

- (1) 長野県外の高校を卒業し、長野県内の4年制大学に進学する者
- (2) 長野県内の4年制大学を卒業し、全国（長野県内も含む）の大学院修士課程に進学する者
- (3) 長野県外の4年制大学を卒業し、長野県内の大学院修士課程に進学する者

上記（1）（2）（3）に該当する日本人学生で、卒業後は長野県内の地域産業への就職を希望し、且つ下記アからエに該当すると認められる者。

ア. 就学上奨学金の援助を必要とする者

（家族の生計を支える者の前年度（総収入）年収又は本年度の見込が原則として1,000万円以下）

イ. 他の奨学金を受給していない者

ウ. 品行方正、健康で学業成績が優秀な者

エ. 技術開発（商品企画、ソフトウェア開発、デザイン等）に携わる仕事の志望者

3. 奨学金等

- (1) 奨学金の額は、年額 800,000円とする。
- (2) 奨学金の給付期間は、2026年4月から学部を卒業する最短期間（4ヵ年以内）または大学院修士課程を修了する最短期間（2ヵ年以内）とする。
（年度毎に継続の審査を行う）
- (3) 奨学金は、原則6月及び12月の一定日に各6ヵ月分を給付する。
- (4) 奨学金の給付方法は、予め奨学生が当基金に届け出た銀行口座に振り込む。

4. 奨学金に対する義務

この奨学金は返還の必要はない。ただし、虚偽の申請等重大なる不正行為があったときは、奨学金の一部又は全額の返還を求めることがある。

5. 応募の手続き

奨学生に応募する者は、次の（１）に掲げる申請書類一式を、下記（２）に記載の担当部署を経由して受託者宛提出する。（直送による応募は原則受付けない）

（１）申請書類

ア. 「奨学生申請書（所定の様式による）」

イ. 「奨学生推薦調書（同上）」

ウ. 大学学部生：「成績証明書（高校時）」、「在学証明書（大学）」

大学院生：「成績証明書（大学時の評価）」、「在学証明書（修士課程）」

エ. 作文テーマ「大学（院）での学習（研究）目的と長野県内企業への貢献」

金子八郎奨学基金は長野県内の産業、県内企業の発展に貢献するため、技術開発に携わることのできる人材を育成することを目的としています。技術開発は製品開発（ソフトウェア、製品企画、開発設計なども含む）や生産技術開発のほか基礎研究などを指しますが、奨学金受給者には世界に通用する力量を身につけていただくことを期待しています。

次の点も踏まえ、あなたが今後どのように学習し、どのようなことに取り組むか、「あなた自身の考え」を論述してください。

- ・ 将来どのような産業分野、あるいはどのような技術が重要となると考えますか。
- ・ あなたはどのような技術を学びたいですか、またはどのようなスキルや技能を身につけていきたいですか。
- ・ 将来、あなたが県内の企業に貢献できると思うことは何ですか。

（パソコンによるA4サイズ横書き、2,500～3,000字程度）

オ. 家族の生計を支える者の源泉徴収票(写)又は所得証明書

カ. その他受託者が必要と認め提出を求めた書類

（２）提出先及び推薦者の区分

【提出先】（経由）

担当部署
推薦調書の推薦者が所属する高校または、大学の奨学金担当者

【推薦者の区分】

2026年度の就学状況	推薦調書の推薦者
大学1年生	卒業高校の教員、学校長
大学院1年	卒業大学の大学教授

《例》大学学部1年生のうち長野県内高校卒業者は、出身高校経由で申請してください。

6. 申請受付期間

2026年3月2日（月）～2026年5月15日（金）

7. 選考及び決定

（１）当基金は、上記5により申請のあった者につき、当基金に設けた運営委員会で選考する。

（２）奨学生を2026年6月末日までに決定し、書面により本人および担当部署に通知する。

8. 学業成績の報告

(1) 奨学生は、以下の書類を所定の時期に受託者宛提出しなければならない。

- 毎学年終了時：【1年間の就学に関する報告】
「成績証明書」「在学証明書」「1年間の就学に関する作文」
- 卒業時：【卒業時の報告】
「成績証明書」「卒業証明書（写）」「卒業後の抱負を述べた作文」「卒業後の進路」

(2) その他受託者が報告を求めたときには、速やかにこれに応じなければならない。

9. 異動届出

奨学生は以下の事項に該当する場合は、直ちに受託者に届けなければならない。

- (1) 疾病その他の事故又は個人的事情により1ヶ月以上欠席するとき
- (2) 休学、復学、転学又は退学しようとするとき
- (3) 本人の住所又は奨学金振込銀行等その他重要な事項に変更があったとき
- (4) その他受託者が届出を求めたとき

10. 奨学金の打ち切り

奨学生のうち、つぎの各号の一に該当する事項が生じたときは、奨学金の給付を打ち切ることがある。

- (1) 傷害、疾病などのため就学の見込みがなくなったとき
- (2) 停学、退学等の処分を受けたとき
- (3) 学業成績又は素行が不良となったとき
- (4) 奨学金を必要としない事由が生じたとき
(他の奨学金を受給することとなったとき及び就職したとき等)
- (5) 自主退学したとき
- (6) 事業対象外の学部へ転学したとき
- (7) 虚偽の申請をしたとき
- (8) 毎学年終了時に求める「一年間の就学に関する報告」が運営委員会で審査され、本信託目的を担保するに至らないと判断されたとき
- (9) その他奨学生として適当でない事由が生じたとき

11. 関係書類の提出先及び照会先

＜事務局＞ 〒380-8682 長野市岡田178-8
八十二銀行 営業渉外部 信託グループ
TEL 026-224-6113 担当：横山、宮嶌

【大学学部1年生・大学院修士課程1年生（私費外国人留学生）用】

2026年度 公益信託金子八郎奨学基金募集要項

1. 委託者（シナノケンシ株式会社 代表取締役会長 金子 元昭 氏）の
公益信託設定趣旨（抜粋）

この公益信託は、故金子八郎の遺族代表である金子元昭が委託者となり設定するものです。現シナノケンシ株式会社に入社して以来、61年に亘り経営に携わってきた故人は、一貫して「故郷への貢献」、「人材育成」および「グローバル化」を経営理念に据え、高度な技術を開発できる人材育成の重要性を説いてきました。

ここに故人の遺志を具現化させるため、将来、技術開発に携わる人材への育英奨学を通じ、更なる地域産業の発展に寄与すべく、地域社会への感謝の意を表して設定するものです。

2. 応募できる者

- （1）外国や国内の4年制大学を卒業し、長野県内の大学院修士課程に進学する者
（前年度下半期からの新入学生も対象とする）
- （2）長野県内の4年制大学を卒業し、全国（長野県内も含む）の大学院修士課程に進学する者
- （3）外国や国内の高校を卒業し、長野県内の4年制大学に進学する者

上記（1）（2）（3）に該当する私費外国人留学生で、卒業後は長野県内の地域産業への就職を希望し、且つ下記アからエに該当すると認められる者。

ア. 就学上奨学金の援助を必要とする者

（家族の生計を支える者の前年度（総収入）年収又は本年度の見込が原則として1,000万円以下）

イ. 他の奨学金を受給していない者

ウ. 品行方正、健康で学業成績が優秀な者

エ. 技術開発（商品企画、ソフトウェア開発、デザイン等）に携わる仕事の志望者

3. 奨学金等

- （1）奨学金の額は、年額800,000円とする。
- （2）奨学金の給付期間は、2026年4月から学部を卒業する最短期間（4ヵ年以内）または大学院修士課程を修了する最短期間（2ヵ年以内）とする。
（年度毎に継続の審査を行う）
- （3）奨学金は、原則6月及び12月の一定日に各6ヵ月分を給付する。
- （4）奨学金の給付方法は、予め奨学生が当基金に届け出た銀行口座に振り込む。

4. 奨学金に対する義務

この奨学金は返還の必要はない。ただし、虚偽の申請等重大なる不正行為があったときは、奨学金の一部又は全額の返還を求めることがある。

5. 応募の手続き

奨学生に応募する者は、次の（１）に掲げる申請書類一式を、下記（２）に記載の担当部署を経由して受託者宛提出する。（直送による応募は原則受け付けない）

（１）申請書類

ア. 「奨学生申請書（所定の様式による）」

イ. 「奨学生推薦調書（同上）」

ウ. 大学院生：「在学証明書（修士課程）」

「成績証明書（外国の大学を卒業した者は除く）」

大学学部生：「在学証明書（大学）」

エ. 作文テーマ「大学（院）での学習（研究）目的と長野県内企業への貢献」

金子八郎奨学基金は長野県内の産業、県内企業の発展に貢献するため、技術開発に携わることのできる人材を育成することを目的としています。技術開発は製品開発（ソフトウェア、製品企画、開発設計なども含む）や生産技術開発のほか基礎研究などを指しますが、奨学金受給者には世界に通用する力量を身につけていただくことを期待しています。

次の点も踏まえ、あなたが今後どのように学習し、どのようなことに取り組むか、「あなた自身の考え」を論述してください。

- ・ 将来どのような産業分野、あるいはどのような技術が重要となると考えますか。
- ・ あなたはどのような技術を学びたいですか、またはどのようなスキルや技能を身につけていきたいですか。
- ・ 将来、あなたが県内の企業に貢献できると思うことは何ですか。

（パソコンによるA4サイズ横書き、2,500～3,000字程度の日本語）

オ. 家族の生計を支える者の「所得証明書（英文または母国語）」

カ. その他受託者が必要と認め提出を求めた書類

（２）提出先及び推薦者の区分

【提出先】（経由）

担当部署
2026年度に所属する学校の奨学金担当者

【推薦者の区分】

2026年度の就学状況		推薦調書の推薦者
大学1年生		卒業高校教員（英文可）
		在学する県内大学の指導教員（注1）
大学院1年 （注2）	外国の大学卒業生	共同研究あり：現在の大学教授
		共同研究なし：外国の大学教授（英文可）
県内大学（院）の研究生		県内大学の指導教員

注1. 研究生として2ヶ月以上長野県内の4年制大学に在籍した学生は、「奨学生推薦調書」に研究生時の担当教員の記入を受け、長野県内の大学担当部署が受託者へ郵送する。

注2. 現在在学の大学院教授が共同研究で申請者の出身大学の担当教授と交信可能な場合は、現在在学の担当教授が推薦してもよい。

6. 申請受付期間

2026年3月2日（月）～2026年5月15日（金）

7. 選考及び決定

- （１）当基金は、上記５により申請のあった者につき、当基金に設けた運営委員会で選考する。
- （２）奨学生を2026年6月末日までに決定し、書面により本人および大学担当部署に通知する。

8. 学業成績の報告

- （１）奨学生は、以下の書類を所定の時期に受託者宛提出しなければならない。

➤ 毎学年終了時：【1年間の就学に関する報告】
「学業成績証明書」「在学証明書」「1年間の就学に関する作文」
➤ 卒業時：【卒業時の報告】
「学業成績証明書」「卒業証明書（写）」「卒業後の抱負を述べた作文」「卒業後の進路」

- （２）その他受託者が報告を求めたときには、速やかにこれに応じなければならない。

9. 異動届出

奨学生は以下の事項に該当する場合は、直ちに受託者に届けなければならない。

- （１）疾病その他の事故又は個人的事情により1ヶ月以上欠席するとき
- （２）休学、復学、転学又は退学しようとするとき
- （３）本人の住所又は奨学金振込銀行等その他重要な事項に変更があったとき
- （４）その他受託者が届出を求めたとき

10. 奨学金の打ち切り

奨学生のうち、つぎの各号の一に該当する事項が生じたときは、奨学金の給付を打ち切ることがある。

- （１）傷害、疾病などのため就学の見込みがなくなったとき
- （２）停学、退学等の処分を受けたとき
- （３）学業成績又は素行が不良となったとき
- （４）奨学金を必要としない事由が生じたとき
（他の奨学金を受給することとなったとき及び就職したとき等）
- （５）自主退学したとき
- （６）事業対象外の学部へ転学したとき
- （７）虚偽の申請をしたとき
- （８）毎学年終了時に求める「一年間の就学に関する報告」が運営委員会で審査され、本信託目的を担保するに至らないと判断されたとき
- （９）その他奨学生として適当でない事由が生じたとき

11. 関係書類の提出先及び照会先

＜事務局＞ 〒380-8682 長野市岡田178-8
八十二銀行 営業渉外部 信託グループ
TEL 026-224-6113 担当：横山、宮嶋

公益信託金子八郎奨学基金 奨学生申請書 (日本人学生用)

以下の該当する欄に○印を記入してください

☐	長野県内高校卒の全国の4年制大学進学者	☐	県外高校卒の県内4年制大学進学者	☐	県内4年制大卒で全国の大学院修士課程に進学する者	☐	長野県内の大学院修士課程に進学する者
--------------------------	---------------------	--------------------------	------------------	--------------------------	--------------------------	--------------------------	--------------------

《記入上の注意》

- ・すべて楷書体で記入してください。
- ・数字はアラビア数字を使用してください。
- ・固有名詞はすべて正式な名称により記入し、省略せずに記入してください。

裏面あり

1. 氏 名	フリガナ (男・女)			写 真 タテ 4.0cm ヨコ 3.5cm 胸から上が わかるように
2. 生 年 月 日	年	月	日	
3. 卒業学校の名称 卒業年月	名 称			卒 業 年 月 年 月卒業
4. 学校学部名 (大学院修士課程名) 入学年月	学 校 名	学 部	学 科	入 学 年 月 年 月入学
5. 連 絡 先 (学校の住所等を記入しない)	住 所			電 話 番 号
	〒 -			固定 - - 携帯 - - e-mail
6. 帰 省 先	住 所			電 話 番 号
	〒 -			- -
7. 保護者氏名 (20歳未満の場合)	氏 名 フリガナ			続 柄
8.他の奨学金 受給予定	あり なし *当基金の採用が決まったとき、併願している他の奨学金を辞退すること			

9. 奨学金希望理由

【ご確認事項】

- ・受託者は、個人情報の保護に関する法律(2003年5月30日法律第57号)に基づき、申請者の個人情報を公益信託業務を遂行するために必要な範囲内に限定して利用します。
 - ・本申請書および添付した書類に記載されている事項は、奨学金の支給対象者の選考等、当公益信託の運営に必要な範囲で、当公益信託の運営委員・信託管理人・委託者が取得・利用します。
 - ・支給が決定した場合は、氏名、学校等の情報が主務官庁へ提供されます。
 - ・本申請書並びに選考のために提出を受けた書類は、返還いたしません。
 - ・「1年間の就学に関する報告」等の提出書類がない場合、あるいは同報告について運営委員会で審議され給付できないと判断された場合など奨学金の給付を打ち切ることがあります。
 - ・当基金の採用が決まった場合、併願されている他の奨学金を辞退していただきます。
- 以上について同意の上、上記のとおり申請します。

公益信託金子八郎奨学基金 御中

年 月 日

申請者氏名

印

公益信託金子八郎奨学基金 奨学生申請書 (私費外国人留学生用)

以下の該当する欄に○印を記入してください

長野県内の大学院 修士課程に進学する者

県内4年制大卒で 全国の大学院修士課 程に進学する者

外国や県外高校卒 の県内4年制大学 進学者

《記入上の注意》

- ・すべて楷書体で記入してください。
- ・数字はアラビア数字を使用してください。
- ・固有名詞はすべて正式な名称により記入し、省略せずに記入してください。

裏面あり

1. 氏 名 国籍または地域	フリガナ	国 籍		
	英文名 (男・女)			
2. 生 年 月 日	年 月 日 申請時年齢 歳			
3. 母国での最終学校の 名称 および 卒業年月	名 称			卒 業 年 月
				年 月卒業
4. 大学院修士課程 名 (学校学部名) 入学年月	大学大学院(大学)	研究科(学部)	専攻(学科)	入 学 年 月
				年 月入学
5. 連 絡 先 (学校の住所等を記入しない)	住 所			電 話 番 号
	〒 -			固定 - - 携帯 - - e-mail
6. 帰 国 先	住 所			電 話 番 号
				- -
7. 家族代表氏名	氏 名			続 柄
	フリガナ 住 所			
8. 日本での身元 保証人 (いない場合、記入不要)	氏 名			電話番号
	フリガナ 住 所			

写 真

タテ 4.0cm
ヨコ 3.5cm

胸から上が
わかるように

9. 他の奨学金 受給予定	あり なし *当基金の採用が決まったとき、併願している他の奨学金を辞退すること
10. 奨学金希望理由	

【ご確認事項】

- ・受託者は、個人情報の保護に関する法律(2003年5月30日法律第57号)に基づき、申請者の個人情報を公益信託業務を遂行するために必要な範囲内に限定して利用します。
 - ・本申請書および添付した書類に記載されている事項は、奨学金の支給対象者の選考等、当公益信託の運営に必要な範囲で、当公益信託の運営委員・信託管理人・委託者が取得・利用します。
 - ・支給が決定した場合は、氏名、学校等の情報が主務官庁へ提供されます。
 - ・本申請書並びに選考のために提出を受けた書類は、返還いたしません。
 - ・「1年間の就学に関する報告」等の提出書類がない場合、あるいは同報告について運営委員会で審議され給付できないと判断された場合など奨学金の給付を打ち切ることがあります。
 - ・当基金の採用が決まった場合、併願されている他の奨学金を辞退していただきます。
- 以上について同意の上、上記のとおり申請します。

公益信託金子八郎奨学基金 御中

年 月 日

申請者氏名

印

公益信託金子八郎奨学基金 奨学生推薦調書

年 月 日

1. 奨学生氏名	フリガナ (男・女)			
2. 生年月日	年 月 日		申請時年齢 歳	
3. 卒業学校の名称 卒業年月	名 称		卒業年月	
			年 月卒業	
4. 学校学部名 入学年月	学 校 名	学 部	学 科	入 学 年 月
				年 月入学
5. 推薦理由				
6. 推薦者	学 校 名 推薦者役職 推薦者氏名 _____ 印			